

外国人市民向けに、市ホームページで案内している外国語版のごみの出し方についてご紹介します

ホーム>ふくろいまるごとインターナショナル>外国人の方へ (For foreigners)

>ごみの出し方について

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/kokusaika/Forforeigners/9109.html>



●掲載内容

資源ごみ 分別表、収集日程表



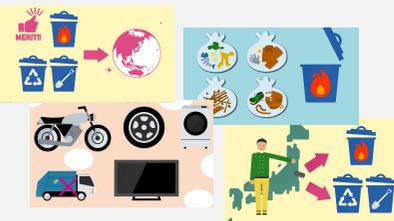
- ポルトガル語版 (ブラジルの方)
- 英語版
- ベトナム語版

ごみの出し方ガイド



- ポルトガル語版 (ブラジルの方)
- ベトナム語版
- 中国語版

動画 暮らしのガイド08 ゴミの分別方法、ゴミの出し方



- ポルトガル語版 (ブラジルの方)
- ベトナム語版
- 中国語版
- 英語版

ご紹介した外国語版の「ごみの出し方ガイド」と「ごみ出しカレンダー」は、市役所2階 環境政策課でお渡しできます。 環境政策課 ☎0538-44-3115 メールアドレス:kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

前回紹介したお役立ちコンテンツはこちら

VoiceTra <ボイストラ> 多言語音声翻訳アプリ



[VoiceTra]の利用には、インターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料は、ご利用者様の負担となります。海外でのローミング中にご使用の場合、通信料が高額になる場合があります。ご注意ください。

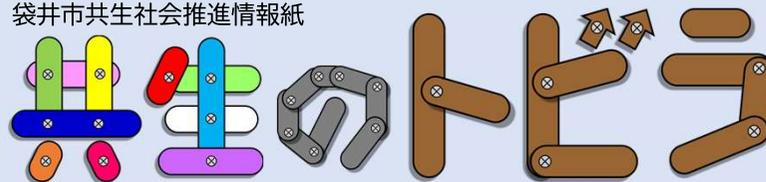
「共生のトビラ」のバックナンバーは、こちらから→ (袋井市ホームページ)



編集
発行

袋井市役所 協働まちづくり課 外国人活躍・共生社会推進室
〒437-8666 袋井市新屋1-1-1
電話：0538-44-3138
メール：shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

ご意見やリクエストがあれば、お気軽にご連絡ください。



第3号
2022.6

袋井市では、第4次袋井市男女共同参画推進プランを策定しています。右のQRコード(市ホームページ)から詳しい内容をご覧いただけます。



地域の共生の推進で
まちの活性化



- 育児・介護休業法の改正とポイント
- 地域や事業所で講座や制度説明を行っています
- 初期レベルの日本語教室を始めてみませんか？
- 袋井市の外国人人口の状況

令和4年度から、「多文化共生情報紙」は、男女共同参画を含めた「共生社会推進情報紙」にリニューアルし、引き続き、地域や事業所などが抱える課題を解決する「トビラ(入口)」となるような情報紙として、編集・発行していきます。

育児・介護休業法が改正～令和4年4月1日から段階的に施行～

出産や育児などによる労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずることを目的に、令和3年6月に法律が改正されました。

改正のポイント

令和4年4月1日施行

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業などに関する研修や相談体制の整備、育休取得事例の収集・提供など取得しやすい雇用環境の整備が必要です。

個別の周知・意向の確認

妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に、育児休業に関する制度、申出先、育児休業給付、期間中負担すべき社会保険料の取扱いの周知・意向確認が必要です。

有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件緩和

就業規則内の育児・介護休業に関する規則に、引き続き雇用された期間が1年以上の要件が記載されている場合は削除する必要があります。【就業規則の変更が必要】

令和4年10月1日施行【就業規則の変更が必要】

産後パパ育休の創設

育休とは別に、子どもの出生後8週間以内に4週間まで取得することができる制度が創設されました。（2回まで分割して取得が可能）

育児休業の分割取得と休業開始日を柔軟化

1歳までの育児休業を2回まで分割して取得が可能。また、1歳以降に夫婦が育休を途中交代できるように開始日を柔軟化する変更がありました。

令和5年4月1日施行

育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられます。

地域や事業所へ訪問して講座や制度・取組などの説明を行っています

●男女共同参画を推進したい事業所

女性の活躍の推進や男性の育児休業など、雇用環境の充実、人手不足の解消やサービスの向上など企業の活性化につながります。国が進める制度や事業所に求められる取組など、事業所に訪問してご説明いたします。

●外国人従業員に各種講座の確認

外国人従業員へ生活に関わるごみの出し方、税金、防災など事業所内の研修等に、市の職員を派遣してお話しいたします。

●地域や事業所内で多文化共生を推進

地域：地域役員などを対象とした、外国人とのコミュニケーションをテーマにした講座や「やさしい日本語」、スマートフォンを使った翻訳アプリの使い方などの講座の開催
事業所：外国人従業員との関係づくり、「やさしい日本語」やスマートフォンを使った翻訳アプリのコミュニケーション、その他、外国人受入環境の課題解決支援

外国人向け防災講座



災害の恐さを知り、日頃の備えを啓発するために、地震体験車で地震の揺れを感じてもらい、非常用持ち出し袋や静岡県防災アプリの普及を行いました。

地域向け多文化共生講座



外国人の生活を知り、日頃のコミュニケーションを考える研修会で、参加者から「(日頃から)笑顔と言葉のキャッチボールを心掛け。この心掛けで外国人だけでなくご近所との関係もよくなる」と感じていただきました。

地域や事業所で初期レベルの日本語教室を始めてみませんか？(参加募集)

袋井市では、静岡県補助事業として、対話と交流を通して初期レベル（日常生活に必要な最低限のコミュニケーションを身につけるレベル）の日本語教室を実施します。

市内で暮らす外国人や市内で働く外国人（※）を対象として、地域や事業所に出向いて、地域の皆さんや従業員の皆さんと一緒に、対話と交流を通して外国人に初期レベルの日本語を身につけていく教室です。**まずは、お気軽にご相談ください。**

※主に永住者や定住者など身分資格により在留する外国人を対象。技能実習生など制度として日本語教育を受けている外国人は対象外です。日本語教育を受けたことがない外国人が日常生活に必要な最低限のコミュニケーションを身につける教室です。

	地域向け	事業所向け
教室	地域に居住する外国人に対して教室を開催します。 ※概ね外国人10人以上	2社以上の事業所が連携して雇用している外国人に対して教室を開催します。 ※概ね外国人10人以上
教室内容	○：対話と交流による互いの「伝え合い」の日本語教室 日本語を話すこと、日本人と話すことが楽しく感じてもらう活動です。 ×：「教える、教わる」語学教室 日本語能力検定や日本語能力のレベルアップではありません。	
教室方法	日本語の習得が初期段階にある外国人（学習者）と交流したい地域の方（サポーター）が日常生活に必要な日本語を対話と交流を通して、外国人に日本語を身につける。	日本語の習得が初期段階にある外国人従業員（学習者）と事業所の従業員（サポーター）が日常生活に必要な日本語やコミュニケーションに必要な日本語を、対話と交流を通して、外国人に日本語を身につける。
開催時期	10月～1月のうち2時間×5回 曜日、時間は相談して決めます。	10月～1月のうち2時間×5回 勤務時間等から相談して日程を決めます。
会場	公会堂やコミュニティセンターなど	事業所内
費用	市：日本語講師の謝礼、教材などの消耗品等は市が負担します。 地域・事業所：市負担以外の会場に関する費用など	
相互の役割	①会場の用意 ②地域住民の参加（サポーターとして）	①会場の用意 ②従業員の参加（サポーターとして）
メリット	地域に住む外国人と関係づくりや地域住民の一員として外国人も活躍するきっかけにつながります。	外国人従業員との関係が深まり、相互の信頼関係構築や仕事に関する用語の伝え合いの発展が期待できます。
その他	開催前にサポーター等へ1～2回の研修を行います。	

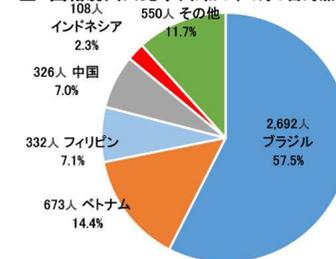
※定員枠に到達しだい申し込みを締め切ります。

袋井市の外国人人口の状況(令和4年4月1日)

■ 外国人人口推移(各年4月1日時点)



■ 国籍別人口比率(令和4年4月1日時点)



外国人人口は、2015年以降増加しており、2021年は新型コロナウイルス感染症の影響で減少したものの、2022年は増加に転じました。

国籍別人口は、中国の減少とフィリピンの増加により2国の順位が入れ替わりました。